

2019年12月24日  
明治大学  
労働社会の改革(4)

# 「自由な働き方」の落とし穴 プラットフォーム型労働に伴う法的規制の実情と課題

早稲田リーガルコモンズ法律事務所所属  
日本労働弁護団常任幹事・本部事務局次長  
ウーバーイーツユニオン法律顧問  
楽天ユニオン法律顧問  
交通の安全と労働を考える市民会議事務局  
弁護士 川上資人

# ウーバーイーツ配達員 団交門前払い

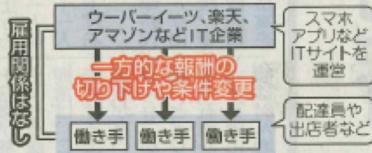
# 巨大ITに 「個」苦戦

「会社の許可がないのでお通じできません」。米車大手ウーバー・テクノロジーズの日本法人が入る東京都渋谷区のビル。同社が運営する食品宅配代行サービス「Uber Eats」の配達員でつくる労働組合メンバーらが五日、訪れるど、受付担当者は淡々と答えた。

「上司はA.I.。組合をつくってもまだ人間とは一度も会えたことがない」と、組合執行委員長の前葉富雄さん(35)が憤慨する。

配達員はウーバーのアプリを通じ飲食店の料理を家庭やオフィスに配達。距離などに応じウーバーから報酬を受け取る。先月下旬に突然報酬を大幅に下げたのは不当として抗議しに来た

## プラットフォーマーと呼ばれる巨大IT企業と働き手の関係



## 一方的報酬下げ「アプリで意見言って」

設立者の勝又勇輝さん(33)は言うが、業大側が交渉に応じるかは不透明だ。フランスで二〇一六年にウーバーなど巨大IT企業傘下の個人事業主に団体交渉権を認める法律が成立するなどの動きが広がりつつある中、日本政府は働き手の苦戦を傍観するばかり。日本労働弁護団の東一郎弁護士は「巨大IT傘下の働き手を守る世界の潮流に取り残される」と警告する。

「プラットフォーマー」と呼ばれる巨大IT企業で個人事業主などの立場で働く人たちが、報酬引き下げなどに対抗するため組合を結成する動きが広がってきた。しかし、「雇用関係がない」との理由で交渉をはねつけられるケースが大半。政府の個人の働き手保護への腰も重く、圧倒的な力を持つ「巨人」の前に苦戦している。(岸本祐也)

【日本の規制遅れ】面

## 働き方改革の死角



面会を拒まれた後、記者の質問に答えるウーバーイーツユニオンの前葉富雄執行委員長(右から2人目)=5日、東京都渋谷区(隈研吾監修撮影)

# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

## 五音園



読者とともに  
紙面へのご意見  
お問い合わせは

TEL 03-6910-2201  
土日祝日除く9:30~17:30

FAX 03-3595-6935

TOKYO Web  
[www.tokyo-np.co.jp](http://www.tokyo-np.co.jp)



# 働き手保護 日本後手

プラットフォーマー  
(巨大IT企業)での  
働き方をめぐる世界の動向

**米国** カリフォルニア州で、プラットフォーマーで働く人も「労働者」として扱う州法が2020年1月に施行。企業に最低賃金の保障など義務付ける

**フランス** プラットフォーマーに、労災保険や職業訓練費を負担する義務を課す法律が16年に成立。団体交渉権も保障

**英國** 労働裁判所が16年、ウーバーに対して、ライドシェア運転手との雇用関係を認めると判決

## 働き方改革の死角

巨大IT企業が提供するサービス基盤を利用する働き手や、商売を行つたたちをどう守るのか。立場の弱い出品者など取引先を守るための法規制を具体化させ始めた各国に対し、日本では、働き手の保護に向かた議論は後手に回っている。(岸本拓也)

巨大IT企業が提供するサービス基盤を利用する働き手や、商売を行つたたちをどう守るのか。立場の弱い出品者など取引先を守るための法規制を具体化させ始めた各国に対し、日本では、働き手の保護に向かた議論は後手に回っている。(岸本拓也)

●面参照

## 巨大ITに「個」苦戦

に向けた日本の取り組みは海外に比べて鈍い。決まっていない。

フランスでギグワーカーにも団体交渉権を認める法律が成立したのに続き、

ウーバー本社のある米カリフォルニア州でも来年一月から「労働者」として扱い、最低賃金の保障や、事故時の保険対応をIT企業側に求める州法が施行される。

日本でも厚生労働省の検討会で、フリーランスの保護について議論を始めた。

どん報酬や条件で仕事を

発注するか、契約時のルール明確化などについて議論を重ねているが、結論を出

す時期や規制の方向性すら

決まっていない。

巨大IT企業の規制に向けた議論が始まっている。

公正取引委員会(公取委)が十月に公表した報告書では、一方的な規約変更や、手数料の引き上げは独占禁止法が禁じる「優越的地位の乱用」に当たる恐れがあると指摘した。

楽天出店者によると、楽天が送料無料化を出店者に強制することは独占法違反だとして、公取委に調査を請求している。

政府は、契約変更などの規制がどう定義するかや、アマゾンなど多国籍企業に日本

の規制がどこまで及ぶかなど実効性には課題が山積し

ている。出店者らが巨大ITと対等な立場で取引でき

るかは不明な点が多い。

## 米、仏では法規制

**米** プラットフォーマー・ネット上で販売者やサービス提供者と、消費者・利用者を結び付ける「基盤(プラットフォーム)」の役割を果たす企業。検索や通販など、利用者が調べ物をしたり、商品を購入するサービスを開設し、利用手数料や広告料で収益をあげる。米グуглやアマゾン・コム、日本では楽天などが該当。

楽天が送料無料化を出店者に強制することは独占法違反だとして、公取委に調査を請求している。政府は、契約変更などの規制がどう定義するかや、アマゾンなど多国籍企業に日本

の規制がどこまで及ぶかなど実効性には課題が山積している。出店者らが巨大ITと対等な立場で取引でき

るかは不明な点が多い。



ウーバーイーツユニオンの執行委員長

まえ ば  
とみ お  
前葉 富雄さん(29)

今年10月、米ウーバーテクノロジーズが日本で手掛ける配達代行サービス「ウーバーイーツ」の配達員でつくる労働組合の執行委員長に就任した。

ウーバーとは雇用関係のない「個人事業主」。ウーバーの依頼をアプリ経由で受け、飲食店から食事を運ぶ。配達したいときにアプリをオンにするだけ。前職の飲食会社で上司との人間関係に悩んだが、「組織や時間に縛られず、自分のペースで仕事がで

きることに魅力を感じた」。

しかし、昨夏から配達員になると、問題に気付く。けがをしても補償がなく、適切に料金が支払われないことも。動画投稿サイト「ユーチューブ」で問題を指摘する動画を投稿すると、同じ悩みを持つ配達員から反応があり、誘われて組合づくりにかかわった。

三重県四日市市出身。上京後、一時は芸能の道へ。舞台なども経験し、人前で話すことは得意だ。その経験から委員長に推された。

この人



現時点でウーバー側は団体交渉を拒否しているが、敵対するつもりはない。「現場の声が会社に届けば、『新しい働き方』はもっと良くなるはず」  
(岸本拓也)

2019.12.23

# プラットフォーム型労働とは何か？

- インターネット上のプラットフォームと呼ばれる仲介サイトを通して個人事業主(=自営業者)として仕事を請け負う働き方。
- シェアリングエコノミーとも呼ばれる。中立的呼び方はプラットフォームエコノミー。
- 資産の取引はキャピタルプラットフォーム、労働の取引はレイバープラットフォームと呼ばれる
- キャピタルプラットフォームの代表例がエアビーアンドビーレイバー  
プラットフォームの代表例がウーバー
- レイバープラットフォームは、ギグエコノミーとも呼ばれる。
- ランサーズ、クラウドワークス、ウーバーイーツ、アマゾンフレックス、タスカジ(家事代行)などが代表的。

# プラットフォームエコノミーの労働問題

- ▶ 労働者が雇用関係に置かれないために労働法が適用されず、労基法、労組法の保護が受けられずに不安定な働き方が広がり、労働者全体の労働条件が低下しかねない。
- ▶ 契約の一方的変更、契約の一方的解除(解雇)
- ▶ 使用者が労働者を業務委託に置き換え、雇用責任を免れるという問題は、賃金の引下げ圧力が波及しうるという、産業を超えた労働者全体の問題。
- ▶ 労働市場には自由市場の価格決定メカニズムが働くかないという問題→労働組合の必要性
- ▶ 賃金の最低保障がない

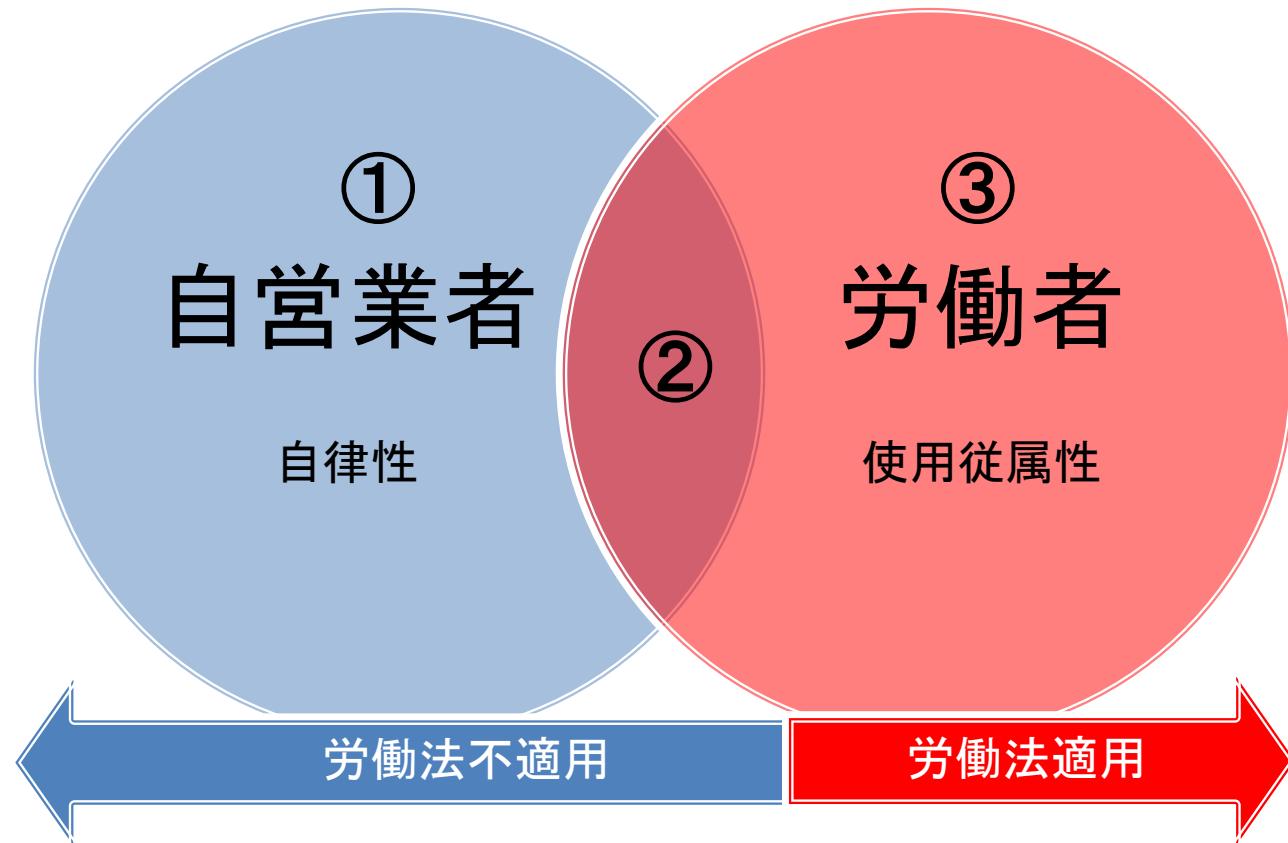
# プラットフォームエコノミーの労働問題

- ▶ プラットフォームエコノミーでは働き手は、自営業者として仕事を請け負う。
- ▶ そのため、労働法が適用されない。
- ▶ よって、労災保険、雇用保険等の労働法の保護が受けられない。



しかし、  
本当に自営業者といえるのか？

# 労働法の保護を受けるべき労働者とは誰か



# 労働法の保護を受けるべき労働者とは誰か

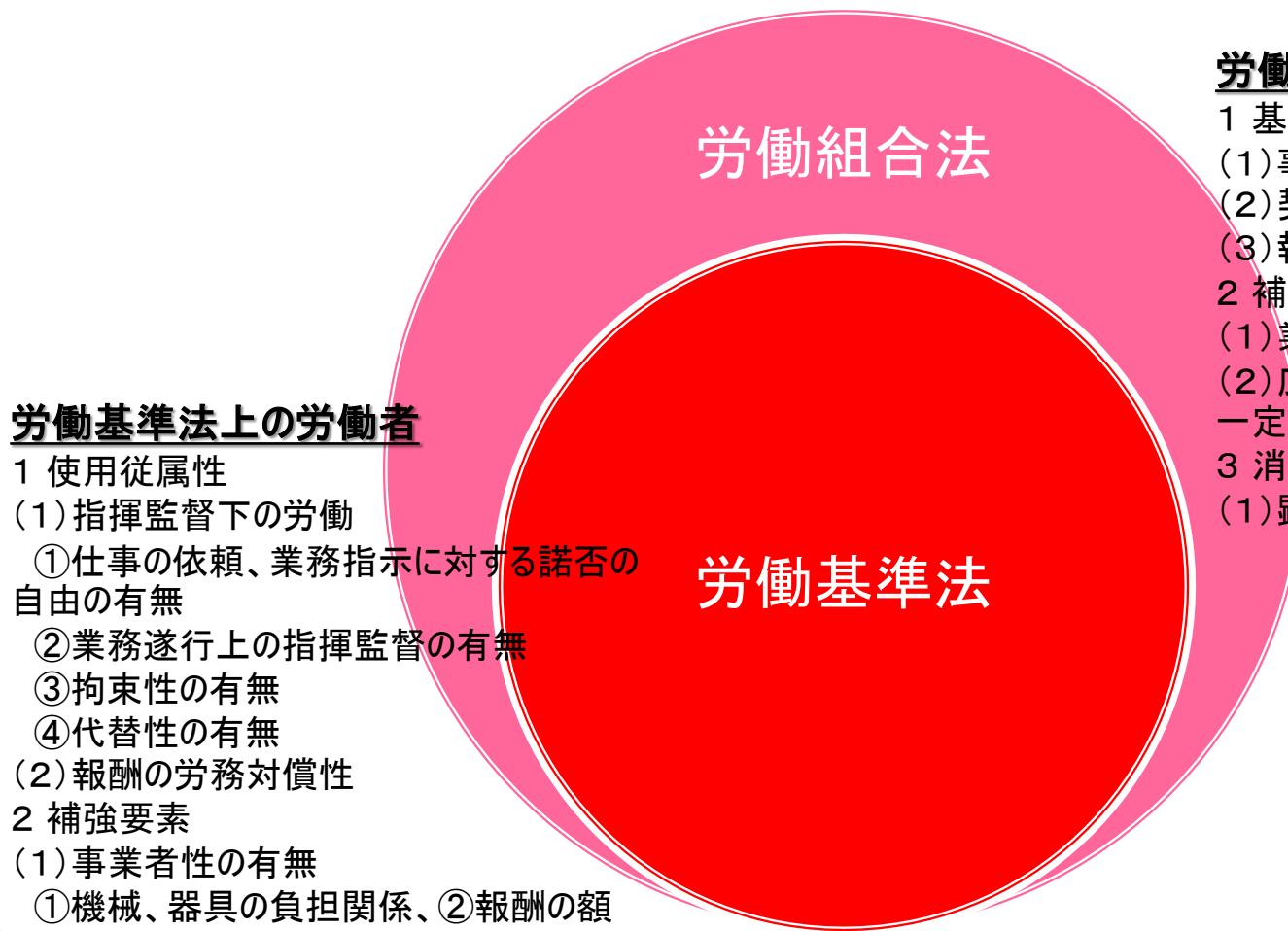
- ▶ 働き方の実態として、①自律性の高い「自営業者」、②自律性が低いのに自営業者とされている者、③自律性がなく使用従属性のある「労働者」の3者がある。
- ▶ ①として、例えばラーメン屋など。自分の才覚で客を集め、価格も自分で決める。
- ▶ ②として、ウーバーイーツ配達員などプラットフォームワーカーなど。仕事はプラットフォームから。価格決定権なし
- ▶ 現在、「使用従属性」が認められれば労働基準法の保護が受けられる(③)が、これが否定されると保護が受けられない。
- ▶ つまり②の者に全く保護がない、100か0かという二分論が問題。

# 労働基準法と労働組合法における「労働者」について

○労働基準法と労働組合法における「労働者」は、定義規定の違いもあり、必ずしも一致しないと解されている。

	労働基準法	労働組合法
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者(第9条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者(第3条)</li> </ul>
解釈等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場における労働条件の最低基準を定めることを目的とするため、労働基準法が定める労働条件による保護を受ける対象を確定するための概念と解される。</li> <li>○ 労働安全衛生法、最低賃金法における労働者は、労働基準法に規定する労働者をいうと定義。労働者災害補償保険法は労働者の定義を置いていないが、法律の目的・趣旨等から、労働基準法上の労働者を指すと解される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成23年厚生労働省「労使関係法研究会報告書 (労働組合法上の労働者性の判断基準について)」より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売り惜しみのきかない自らの労働力という特殊な財を提供して対価を得て生活するがゆえに、相手方との個別の交渉においては交渉力に格差が生じ、契約自由の原則を貫徹しては不当な結果が生じるため、労働組合を組織し集団的な交渉を通じた保護が図られるべき者が幅広く含まれると解される。</li> </ul> <p style="text-align: center;">平成23年厚生労働省「労使関係法研究会報告書 (労働組合法上の労働者性の判断基準について)」より</p>
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1・2を総合的に勘案することで、個別具体的に判断する。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用従属性に関する判断基準               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 指揮監督下の労働                   <ol style="list-style-type: none"> <li>①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③拘束性の有無、④代替性の有無</li> </ol> </li> <li>(2) 報酬の労務対償性</li> </ol> </li> <li>2 労働者性の判断を補強する要素           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者性の有無               <ol style="list-style-type: none"> <li>①機械、器具の負担関係、②報酬の額</li> <li>(2) 専属性の程度</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: center;">昭和60年厚生労働省「労働基準法研究会報告 (労働基準法の「労働者」の判断基準について)」より</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1をもとに、2と合わせて総合判断する。ただし、3が認められる場合は、労働者性が否定され得る。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的判断要素               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務組織への組み入れ</li> <li>(2) 契約内容の一方的・定型的決定</li> <li>(3) 報酬の労務対価性</li> </ol> </li> <li>2 補充的判断要素               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務の依頼に応すべき関係</li> <li>(2) 広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束</li> </ol> </li> <li>3 消極的判断要素               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 顕著な事業者性</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: center;">平成23年厚生労働省「労使関係法研究会報告書 (労働組合法上の労働者性の判断基準について)」より 2</p>

# 労基法と労組法の労働者性



## 労働組合法上の労働者

- 1 基本的判断要素
  - (1)事業組織への組み入れ
  - (2)契約内容の一方的・定型的決定
  - (3)報酬の労務対価性
- 2 補充的判断要素
  - (1)業務の依頼に応ずべき関係
  - (2)広い意味での指揮監督下の労務提供、一定の時間的場所的拘束
- 3 消極的判断要素
  - (1)顕著な事業者性

# 問題の所在

- ▶ ②③の者が労働基準法、労働組合法の保護を受けようとする場合、自ら出訴し、「労働者」に当たることを立証しなければならない。
- ▶ 労働者側に出訴責任と立証責任が課せられていることが問題。
- ▶ ②の者は出訴、立証を試みても、最終的には敗訴して何の保護もない。

# 問題への法的アプローチ ~海外の例から~

- ▶ 「準労働者」というカテゴリーを設けて限定的な保護を及ぼす(イギリス、ドイツ)。→労働者に出訴責任と立証責任が課せられている点は変わらず。
- ▶ 立証責任を転換し、②についても原則「労働者」として保護を及ぼす(アメリカ)。
- ▶ 労働者性の問題とせず、プラットフォームに各種の責任を課す(フランス)。

- ▶ 2016年8月 フランス改正労働法成立 プラットフォームの社会的責任が定められた
  - ①プラットフォームの労災保険料の負担
  - ②働き手の職業教育費用の負担
  - ③働き手の団結権、団体交渉権、団体行動権
- ▶ 2018年4月30日 Dynamex事件 カリフォルニア州最高裁判所判決→現在AB5法が成立間近

労働者が独立契約者であることの立証責任を使用者に課した重要判決

  - (A) 仕事の遂行方法との関係において、契約上も実際上も、労働者が、使用者の指揮命令から解放されていること。
  - (B) 労働者が、使用者の事業の通常の範囲外の仕事を遂行していること。
  - (C) 労働者が、使用者の事業と同種の、独立の商業、職業、事業を営んでいること。

# 問題へのアプローチ ～私たちにできること～

- ▶ 現在、法的対応の現実的動きはない
- ▶ 立法のためには、立法事実が必要である。
- ▶ 社会運動による立法事実の積み重ね、及び団体交渉による改善要求しか現実的なアプローチはない
- ▶ ウーバーイーツ配達員による労働組合＝ウーバーイーツユニオンの結成
- ▶ 労働組合の結成により、団体交渉を行い、配達員も対象となる民間保険の提供を求める。
- ▶ ユニオンが中心となり労災事故報告集を作り(立法事実)、労災保険の適用を求める。
- ▶ 労災事件の裁判闘争(立法事実)

# ウーバーイーツユニオンの結成

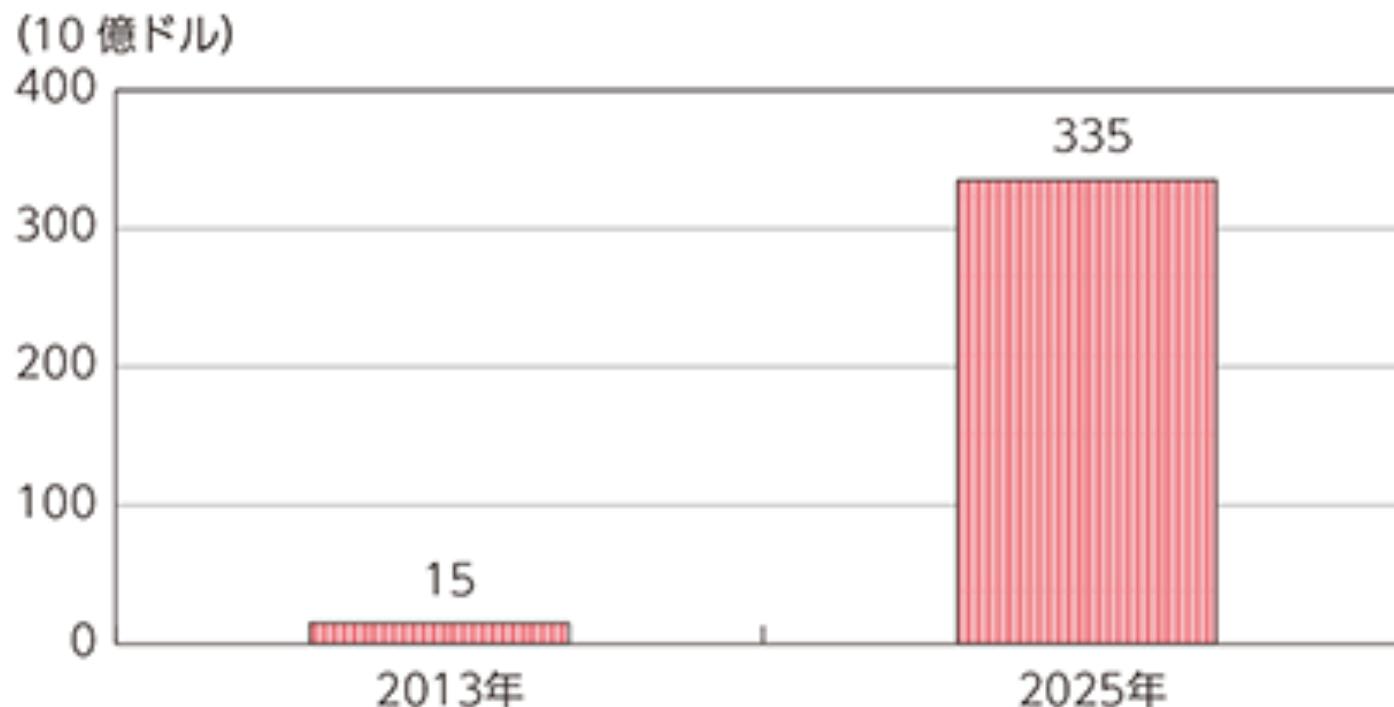
- ▶ 2019年4月：距離・報酬ちよろまかし問題
- ▶ 2019年5月：ツイッターでユニオン結成を呼び掛け
- ▶ 2019年6月：第1回準備会
- ▶ 2019年8月：第2回準備会
- ▶ 2019年9月：第3回準備会
- ▶ 2019年10月：設立総会

# プラットフォームエコノミーにおける 労働運動の課題

- ▶ 職場のない労働者同士がいかにつながるか
- ▶ 既存の労働組合がない業界で、どのような労働組合の支援が可能か。

# プラットフォームエコノミーに関する 政府の姿勢

- ▶ 「『シェアリング・エコノミー』とは、(インターネットの仲介により)個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス」(総務省「平成27年版情報通信白書」)



※金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェア

シェアリングエコノミーの市場規模  
(2025年には  
33兆5000億円との  
予測)

(出典)PwC  
「The sharing  
economy – sizing  
the revenue  
opportunity」

# プラットフォームエコノミーに関する 政府の姿勢

- ▶ 企業と政府は、プラットフォームエコノミーについて、「シェアリングエコノミー」という呼称を使い続けている。
- ▶ シェアリングエコノミーとは、遊休資産を限界費用ゼロで利用することを指す。(ジェレミー・リフキン「限界費用ゼロ社会」参照)
- ▶ よって、プラットフォームが手数料を徴収し、取引の度に費用が発生するプラットフォームエコノミーをシェアリングエコノミーと呼ぶことは誤りである。

# プラットフォームエコノミーに関する

## ~~政府の姿勢~~

- ▶ シェアリングエコノミーは、「1億総活躍社会の実現等に資するものであり、シェアリングエコノミーサービスの発展を政府として支援」する。（内閣官房）
- ▶ 平成29年1月1日、内閣官房、「シェアリングエコノミー促進センター」設置  
→「シェアリングエコノミー伝道師」任命（クラウドワークス社員等）
- ▶ シェアリングエコノミー協会、シェアリングシティ認定制度スタート

# プラットフォームエコノミー企業とは？

- ▶ プラットフォームエコノミーの最大の企業は、「ライドシェア」事業を行うウーバー社。
- ▶ ウーバー社の時価総額は現在約7兆7000億円(700億ドル)。ホンダ、GMを超える。
- ▶ 業界2位は、民泊を手掛けるエア・ビーアンドビー社。時価総額は約3兆4100億円(310億ドル)であり、ウーバー社の半分以下。
- ▶ プラットフォームエコノミー業界上位10社のうち、9社は「ライドシェア」事業者。

# プラットフォームエコノミーの実態

## 雇用によらない労働力利用

- ▶ ウーバー企業評価額=約700億ドル(7兆2300億円)
  - ・社員数1万1000人
  - ・登録ドライバー全米40万人、全世界110万人
- ▶ GM時価総額=496億ドル(5兆1200億円)
  - ・社員数21万5千人

**8% of Americans earned money from an online 'gig' platform in the last year; 18% earned money selling something online**

**% of U.S. adults who earned money from an **online job platform** in the last year by doing ...**

At least one of the tasks below 8%

Online tasks (surveys, data entry, etc.) 5

Ride hailing 2

Shopping/delivery 1

Cleaning/laundry 1

Other tasks 2

**% who earned money in the last year by **selling** \_\_ online**

At least one of the items below 18%

Used/second-hand goods 14

Handmade items 2

Consumer goods 2

Something else 3

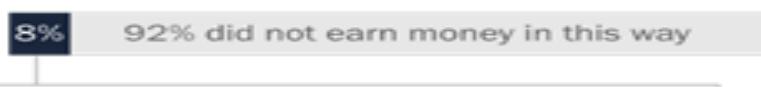
Source: Survey conducted July 12-Aug. 8, 2016.

"Gig Work, Online Selling and Home Sharing"

## Differences between casual 'gig workers' and those who are more financially reliant

**% of U.S. adults who ...**

**Earned money in the last year from online job platforms**



*Of that share, % saying that income is ...*

**Essential or important**

Among those who say income is essential or important ...

**Nice to have**

Among those who say income is nice to have ...

**% who do ...**

Online tasks

49%

69%

Ride hailing

32

13

Cleaning/laundry

25

10

**% who have these motivations**

Need to control own schedule

45%

11%

Just for fun or for something to do

28

62

Lack of other jobs where they live

25

12

To gain work experience

24

12

**% who ...**

Have household incomes under \$30K

57%

36%

Have high school degrees or less

52

28

Think of themselves as employees of the site they use to find work

39

9

Are employed full time

36

57

Are white

36

54

Source: Survey conducted July 12-Aug. 8, 2016.  
"Gig Work, Online Selling and Home Sharing"

# 年収330万円以下

- ▶ 2015年、8%のアメリカ人（約1264万人（18歳以上）（日本の労働人口の約2割に相当））がプラットフォームエコノミーで働いて収入を得た。
- ▶ 8%のうち、56%は、プラットフォームからの収入で生計を立てていた。
- ▶ 56%のうち、57%は年収3万ドル以下、64%が非白人、52%は高卒以下、39%がプラットフォーマーの被雇用者と感じると回答。
- ▶ ピュー・リサーチセンター, “Gig Work, Online Selling and Home Sharing”  
2016年11月17日

# 「雇用関係によらない働き方に関する研究会報告書」 平成29年3月 経済産業省

- ▶ 100万円未満6.9%、100～199万円11.5%、200～299万円15.1%＝300万円未満33.5%
- ▶ 「『仕事を仲介する企業・サービスの利用』を顧客獲得の主な手段とした層」→年収200万円未満60%
- ▶ (例:「クラウドワークス」登録者80万人中、月20万円以上は111人)
- ▶ 働き手の不満
  - ①収入が不安定、②収入が不十分、③スキルアップや成長ができないため・将来の展望がもてない
  - ・企業に望む改善点・「企業が取引先である働き手を業者扱いせずに、対等なパートナーとして接すること」28.5%

# プラットフォームエコノミーの問題点

## ▶ 労働法、社会保険の不適用

「『シェアリングエコノミー』の働き方は、リスクを企業から個人の肩の上に移すものだが、往々にして労働者はどのようなリスクを引き受けているのかを正しく理解していない。」(2015年1月26日ワシントンポスト)

## ▶ 社会保障費の増大

「社会保障のない『シェアリングエコノミー』で得る仕事が唯一の収入源の場合、労働者と国家が社会保障のコストを負担することになる。」

(“Report of the Commission on Inclusive Prosperity”, Center for American Progress, 2015年1月)

# プラットフォームエコノミーの問題点

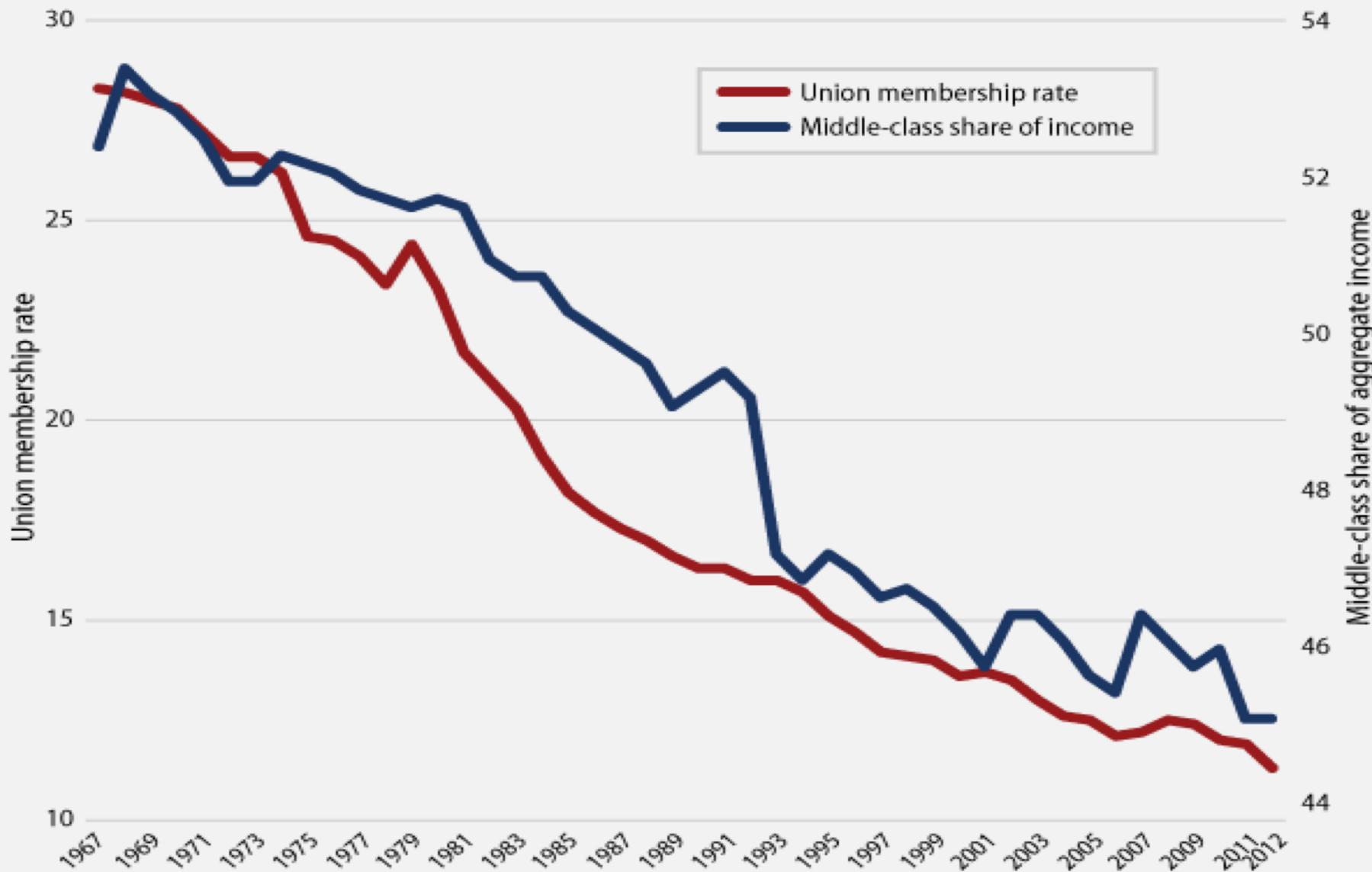
- ▶ 「シェアリングエコノミー」は、労働者を個人事業主として、労働組合を排除する。
- ▶ ハーリー・シェイクン教授（カリフォルニア大学バークレー校）、「『シェアリングエコノミー』は、多くの場合、組合を回避するための経営者の戦略だ。ウーバーやリフトは労働者を個人事業主と位置付けることで組合の結成を回避している。」

# プラットフォームエコノミーによって労働組合が排除されると…

- ▶ 団体交渉は、先進国において、包括的成長をもたらす重要なツールである。アメリカにおいては、賃金格差を縮小させるのに重要な役割を果たしていた。
- ▶ 労働者の賃金において、組合賃金プレミアム(union wage premium)は大きな割合を占める。特に低中所得者層にとってその割合が大きい。
  - “Report of the Commission on Inclusive Prosperity”, Center for American Progress, 2015年1月

FIGURE 1

## As union membership rates decrease, middle-class incomes shrink



Source: Union membership rate is from Barry T. Hirsch, David A. MacPherson, and Wayne G. Vroman, "Estimates of Union Density by State," *Monthly Labor Review* 124 (7) (2001). Middle-class share of aggregate income is from the U.S. Census Bureau, Current Population Survey (Department of Commerce).

# 株主資本主義とICT

- ▶ 1980年代以前、経営側と労働側の均衡は保たれ、株主は副次的存在。
- ▶ 1978年、401(k)解禁により年金資金が民間投資信託会社により株式市場に流入→解体的企業買収(Financialization=金融化)
- ▶ 大量解雇、組合組織率の低下
- ▶ ICT (information and communication technologies)の発達による労働の外部化



- ▶ 金融化とICT→株主資本主義(企業は株主利益の最大化のために存在する)  
株主資本主義の下では、雇用は創出されない。

# 株主資本主義とICT

株主資本主義（労働の外部化（アウトソーシング））



ウーバライゼーション（労働のジャストインタイム利用）

“Employment has shifted from the career, to the job, to the task” – Jerry Davis, “Capital markets and job creation in the 21st century” (The Brookings Institution, 2015年12月)

- David Weil, “The Fissured Workplace” (Harvard University Press, 2014年)
- 井手英策、「経済の時代の終焉」(岩波書店、2015年1月)

# 株主資本主義の進展

- ▶ 過去数十年、企業は利益を上げているが、その利益は年々株主の利益として分配されるようになり、労働者はその恩恵を受けていない。
- ▶ アメリカでは、組合の組織率が低下し、労働者は賃上げの力を失った。大企業は、下請けを使い、多くの労働者が「個人事業主」とカテゴライズされて、労働保護法制は有名無実化している。

( “Report of the Commission on Inclusive Prosperity”, Center for American Progress, 2015年1月)

# 「デジタル経済」に対するオバマ大統領のコメント

- ▶ “We've got to make sure that as we continue to move forward, both in this new “on demand” economy and in the traditional economy as a whole, hard work guarantees some security.” – by the President Barack Obama at the White House Summit On Worker Voice, Oct. 7, 2015